

## 地域自殺対策緊急強化交付金交付要綱

### (通則)

第1 地域自殺対策緊急強化交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 この交付金は、自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的とする。

### (交付先)

第3 交付金は、内閣総理大臣が、都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

### (交付対象経費)

第4 交付金は、平成21年6月5日付け府政共生第633号内閣府自殺対策推進室長通知の別紙「地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づき、都道府県が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第5 交付金の交付額は、以下により算出された額の合計額（ただし、円未満は切り捨てるものとする。）と、運営要領第3（1）に定める別添の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、事前に追加交付が不要の旨の報告等があった都道府県に対しては、この限りではない。

[運営要領に定める別添 1～5 の事業を実施するために交付される交付金のうち、平成 25 年度第一次補正予算に基づき交付されるもの]

当該都道府県の人口

(1) 人口割分            1 億円 ×  $\frac{\text{―――}}{\text{交付する都道府県の全人口}}$

(2) 内閣総理大臣が必要と認めた額

(交付の条件)

第 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金造成の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 基金の造成を中止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 基金の造成が予定期間内に完了しない場合又は基金の造成が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 基金に係る経理と他の経理とは区別しなければならない。
- (5) 交付金と基金造成に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを基金造成の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第 2 の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施の状況に関する報告を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を活用して行われる地域自殺対策緊急強化事業（以下「緊急強化事業」という。）の終了後には、基金の残余额を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記のほか、基金の管理、運用、取崩し、緊急強化事業の実施、精算手続については、運営要領の定めによるものとする。

(交付申請)

第 7 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式 2）に関係書類を添えて、平成 25 年度第一次補正予算に係るものについては平成 26 年 2 月 13 日までに内閣総理大臣に申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 8 内閣総理大臣は、第 7 の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の

上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書により、都道府県知事に通知するものとする。

(実績報告)

第9 交付金の事業実績報告は、平成25年度第一次補正予算に係るものについては平成26年4月9日までに、別紙様式3による報告書を内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第10 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(是正のための措置)

第11 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(その他)

第12 特別の事情により、第5、第7及び第9に定める算定方法、手続によることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

地域自殺対策緊急強化交付金調書

平成〇〇年度 内閣府所管

国		都道府県								備考
歳出 予算 科目	交付 決定額	歳入			歳出					
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付金 相当額	支出 済額	うち 交付金 相当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式2)

第  
平成〇年〇月

内閣総理大臣 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地域自殺対策緊急強化交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算（見込み）書抄本
  - (2) その他参考となる書類

(別紙1)

基金造成経費所要額調書

基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	第5により算出された合計額 (B)	交付金所要額 (AとBを比較して少ない方の額)
円	円	円

(別紙2)

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額(円)	備 考
合 計 額		

- (注) 1. 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。  
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

第  
平成〇年〇

内閣総理大臣 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地域自殺対策緊急強化交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
  - (3) その他参考となる書類



(別紙1)

基金造成経費精算書

基金造成に要する経費 の実支出額  (A)  円	第5により算出された 合計額  (B)  円	交付金所要額 (AとBを比較して少 ない方の額)  (C)  円	交付決定額  (D)  円	交付金受入額  (E)  円

(別紙2)

基金造成事業実施状況報告書

基金の保有区分	造成年月日	保管額(円)	備考
合 計 額			